

指定障害福祉サービス事業 に係る留意事項について

青森市福祉部障がい者支援課

令和4年3月18日

令和3年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

目次

- ①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について【再周知及び経過措置が終了する事項等】
- ②新型コロナウイルス感染症に係る対応について
- ③年度の初めに提出が必要な書類について
- ④非常災害対策について
- ⑤その他の事項

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

全サービス対象

重要事項の掲示の緩和

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、事業所の見やすい場所に掲示すること

↓

重要事項を記載した書面を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができる

◎令和3年度から緩和されています。

重要事項の掲示について、印刷した運営規程、重要事項説明書、利用契約書などをファイルに綴り、設置しておくこと等で掲示に代えることが出来るようになっていきます。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

通所系、施設系、居住系サービス対象

地域と連携した災害対策の推進

- ・ 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

◎令和3年度から努力義務化されています。



避難、救出その他の訓練の実施に当たって「できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めること」とされました。

日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めてください。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

全サービス対象

ハラスメントを防止するための方針の明確化等の講ずべき措置

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の規定に基づき、事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられています。

◎令和3年度から義務化されています。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

①事業者が講ずべき措置の具体的内容

ア 指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

～ハラスメントを防止するための方針の明確化等のため講ずべき措置～

①事業者が講ずべき措置の具体的内容については、ア・イを参考にしてください。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

②事業者が講じることが望ましい取組例

- ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

- ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）


～ハラスメントを防止するための方針の明確化等のため講ずべき措置～

②事業者が講じることが望ましい取組例については、ア・イ・ウを参考にしてください。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

全サービス対象

虐待防止のために講ずべき措置

- 虐待防止委員会の設置  法人単位での設置、身体拘束適正化委員会との一体的な設置が可能です。
 - 研修の実施
 - 虐待の防止等のための責任者の設置
- ➡現在は努力義務期間で、令和4年度から義務化されます。

虐待防止のために講ずべき措置は記載のとおりです。

詳細については資料3をご覧ください。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

相談支援を除く全サービス対象

身体拘束等の適正化を図るため講ずべき措置

①身体拘束等を行う場合の記録

②身体拘束適正化委員会の開催

③指針の整備

④研修の実施

現在は努力義務期間で、令和4年度から義務化されます。

委員会は虐待防止委員会との一体的な設置が、研修は他の研修との一体的な実施が可能です。

令和5年度以降、上記の基準を満たしていない場合、「身体拘束廃止未実施減算」が適用となります。

身体拘束等の適正化を図るために講ずべき措置は記載のとおりです。

詳細は資料3をご覧ください。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

全サービス対象

感染症の予防及びまん延の防止のために講ずべき措置

①委員会の定期的な開催

②指針の整備

③研修及び訓練の定期的な実施

➡現在は努力義務期間で、令和6年度から義務化されます。

感染症の予防及びまん延の防止のために講ずべき措置は①から③となります。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」）

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、定期的（※①）に開催するとともに、必要に応じて随時開催する必要があります。テレビ電話装置等を活用して行うことができます。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」では、平常時の対策及び発生時の対応を規定し、連絡体制を整備すること等が必要です。

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

従業者に対する研修は、定期的（※③）に開催するとともに、必要に応じて随時開催すること等が望まれます。また、研修の実施内容に感染対策研修の実施内容について、訓練を実施する際、感染発生時の対応について、定期的（※③）に実施すること等が望まれます。

～感染症の予防及びまん延の防止のために講ずべき措置～

①から③の内容・頻度については記載のとおりです。

②③については、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」もご参照ください。

委員会の開催、研修及び訓練について、「定期的」な回数が下記のとおりサービス等ごとに異なりますのでご注意ください。

居宅介護系・就労定着支援・自立生活援助・相談系

※①・・・おおむね6カ月に1回 ※③・・・年に1回

通所系（障害者・障害児）・住居系・施設入所支援

※①・・・おおむね3カ月に1回 ※③・・・年に2回

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

全サービス対象

業務継続計画の策定と計画に従い講ずべき措置

- 業務継続計画の策定
- 研修及び訓練の実施
- 計画の見直しと変更

他の事業者との連携による策定・実施が可能です。研修及び訓練は、全従業員の参加を目指します。

➡現在は努力義務期間で、令和6年度から義務化されます。

業務継続計画の策定及び計画に従い講ずべき措置は記載のとおりです。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

①業務継続計画には、以下の項目等を記載することとされています。アとイは、一体的な策定が可能です。

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

～業務継続計画の策定及び計画に従い講ずべき措置～

業務継続計画に記載すべき事項です。

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

②研修及び訓練の実施について

従業者に対する研修は、定期的（※）に開催するとともに、新規採用時にも研修を実施することが望ましいとされています。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。

また、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（※）に行うことが必要です。

※感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練は、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施しても差し支えないとされています。

～業務継続計画の策定及び計画に従い講ずべき措置～

研修及び訓練の実施について記載のとおりです。

研修及び訓練について、「定期的」な回数が下記のとおりサービス等ごとに異なりますのでご注意ください。

施設入所支援・・・年2回

施設入所支援以外・・・年1回

①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について

処遇改善加算対象の全サービス対象

福祉・介護職員処遇改善加算、処遇改善特別加算の見直し

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）

並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の廃止

➡令和4年3月末で、上記加算の経過措置期間が終了となります。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）並びに処遇改善特別加算は、より上位の区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止されることとなりました。今後は、キャリアパス要件及び職場環境等要件を整備し、加算の算定による従業員の継続的な処遇の改善を目指してください。

②新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染者の発生時における対応

職員または利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、

- ・ 原則、保健所からの指示に従い行動してください。
- ・ 感染者が発生した旨、障がい者支援課へメールもしくは電話で一報をお願いいたします。
- ・ 利用者の支援が途切れないよう、事業の継続の有無について障がい者支援課及び相談支援事業所へ情報提供してください。

②新型コロナウイルス感染症に係る対応について

PCR検査等の受検に係る報告

すでに事業者の皆様へご案内し、御対応いただいているところですが、引き続き、事業所の職員もしくは利用者が新型コロナウイルス感染症の疑いにより、PCR検査等を受検した際には、障がい者支援課へ「新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査の受検及び検査結果の報告について」をメールでご提出のほど、御協力願います。

※報告内容につきましては、外部へ提供等することはございません。

②新型コロナウイルス感染症に係る対応について

通所系サービス

新型コロナウイルス感染拡大防止等に伴う 「在宅支援」

【計画書・報告書】

在宅支援を実施する場合は、支援を行う月の前月末日までに「令和〇年度在宅支援に関する計画書（青森市支給決定分）」を提出してください。利用者要件及び事業所要件を満たすことを市が確認できた場合、在宅支援による報酬算定対象利用者として認められます。

在宅支援を実施した場合は、支援を行った月の翌月10日までに「在宅支援に関する報告書」を提出してください。支援内容を精査し、特に疑義等生じなければ報酬算定が認められます。

すでに事業者の皆様へ周知を図り、届出も行われている新型コロナウイルス感染拡大防止等に伴う「在宅支援」について、再度、周知します。

「計画書・報告書」の提出について記載のとおりです。

②新型コロナウイルス感染症に係る対応について

【緊急的に在宅支援が必要となった場合の対応】

計画書を提出していない事業所において、緊急的に在宅支援が必要となった場合、まずは電話にて障がい者支援課に御相談ください。

※適用期間

本取扱いの終了時期については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及び国からの通知等によって判断し、お知らせします。

【在宅でのサービス利用要件】

「利用者要件」及び「事業所要件」を満たす必要があります。

<利用者要件>

- ・ 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者

～「在宅支援」について～

「緊急的に在宅支援が必要となった場合」の対応について記載のとおりです。

在宅でのサービス利用要件を満たすには、「利用者要件」及び「事業者要件」を満たす必要があります。

②新型コロナウイルス感染症に係る対応について

<事業所要件>

- ① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

～「在宅支援」について～

③年度の初めに提出が必要な書類について


提出書類	提出が必要な事業所	提出期限
就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労継続支援A型事業所	令和4年4月15日
就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労継続支援B型事業所	令和4年4月15日
就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労移行支援事業所	令和4年4月15日
就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労定着支援事業所	令和4年4月15日
就職状況報告書	全ての就労継続支援A型事業所 ・就労移行支援事業所	令和4年4月30日
処遇改善加算計画書	加算を算定する全ての事業所	令和4年4月15日

様式等に変更があった場合は、メールにてお知らせします。

通知があったとおり、処遇改善加算計画書は、
令和3年度から継続して算定する場合
令和4年度から新規に算定する場合
のいずれの事業者についても、令和4年4月15日の締め切りとなります。

④非常災害対策について

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、**非常災害に関する具体的計画**を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員及び利用者に周知しなければならない。

 火災、水害・土砂災害、地震等の災害に対処するための計画を策定すること

施設や事業所がハザードマップの警戒エリアに属していないかを確認すること

④非常災害対策について

【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制

～非常災害対策計画の策定等に関する留意事項について～

非常災害対策計画に盛り込む項目例について記載のとおりです（厚労省通知より）。

※実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要です。
各事業所の状況や地域の実情を踏まえた内容としてください。

④非常災害対策について

【留意事項】

- ・非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。
- ・避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるように、訓練を実施すること。
- ・非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。
- ・非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

～非常災害対策計画の策定等に関する留意事項について～

非常災害対策計画の策定等に関する留意事項について記載のとおりです。

⑤その他の事項

事業者の皆様には電話・FAX番号、メールアドレスを御提供いただいているところです。

事業所の移転や担当者の変更による電話・FAX番号、メールアドレスの変更が生じた際には、必ず障がい者支援課まで変更後の電話・FAX番号、メールアドレスをお知らせくださいますようお願いいたします。

◎事業者の皆様への重要なお知らせは、基本的にメールで行っております。今後とも日々の御確認について、よろしくお願いいたします。